

第3期 太子町教育振興基本計画

[2024（令和6）年度～2028（令和10）年度]

和のまち太子

— 太子が育む こころ豊かで自立する人づくり —

第3期重点テーマ：大人がつながる 子どもがつながる 学びがつながる町へ

令和6年3月

太子町教育委員会

はじめに

少子高齢化による人口減少が進行する中、グローバル化の進展、地域間格差の拡大、社会のつながりの希薄化、ICTによる技術革新の進展等が急速に進んでいます。更に、前期基本計画中には、新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の不安定化という事態が生じ、社会の様々な課題も浮き彫りになりました。

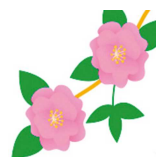
これからの子どもたちは、予測困難と言われる変化の激しい時代をたくましく生き抜く力を身につけなければなりません。

兵庫県では、平成18年12月に全面改正された教育基本法第17条第2項に基づき、教育振興政策に関する基本的な計画として、「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が平成21年に策定されました。5年ごとに取組を見直し、令和6年度から、向こう5年間を見据えた「兵庫が育む ころろ豊かで自立する人づくり（重点テーマ：「絆」を深め、「在りたい未来」を創造する力の育成）」を基本理念として、第4期「ひょうご教育創造プラン」が新たに策定されたところです。

太子町においても、まちづくりの基本施策である「第6次太子町総合計画」の大きな柱として、「学び成長するまち」を掲げ、「和のまち太子～太子が育む ころろ豊かで自立する人づくり～」を基本理念として太子町教育振興基本計画を策定しました。特に、令和6年度からは、教育委員会に「こどもえがお課」を新設し、就学前教育や教育相談等の子ども施策関連窓口を一本化することで、子育て支援の充実を図るという方針のもと、「つながり」を大切にするため、この度、本計画の重点テーマを、「大人がつながる 子どもがつながる 学びがつながる町へ」としています。

「自立」とは自分の力で独り立ちして生きていくだけでなく、必要な時には周囲の人に助けを求め、人とつながり生きていくことであるとも言われています。自他の生命や人権、温かい「和」の心を大切にしながら、人とつながり、たくましく生きていく心豊かで自立する人づくりが今求められています。

目まぐるしく変化する社会において、社会全体のウェルビーイング向上をめざし、地域社会・家庭・学校園所の更なる連携のもと、本基本計画が、次代の担い手となる人づくりの指針となることを期待します。



令和6年3月

太子町教育委員会

教育長 糸井 香代子

目 次

はじめに

第1章 策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
第2章 太子町のめざす教育	2
1 基本理念	2
2 基本方針	3
第3章 太子町の主な施策と事業	3
現状と課題	4
めざす将来像	5

I 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

1 「確かな学力」の育成	8
2 「豊かな心」の育成	9
3 「健やかな体」の育成	11
4 社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成	13
5 特別支援教育の推進	14
6 幼児期の教育の推進	15
7 人生100年を通じた学びの推進	16

II すべての子どもが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築

1 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進	19
2 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進	20
3 子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進	21
4 関係機関等との連携の強化	21
5 子どもたちの安全・安心の確保	22

III 安全・安心で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

1 教育DXの実現に向けた教育の情報化の推進	23
2 修学環境の整備・充実	24
3 教職員の資質・能力の向上	24
4 学校の組織力の向上	25

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

平成18年に教育基本法が全面改正され、政府が教育に関する総合計画を策定することが義務づけられました。あわせて、地方公共団体には努力義務となった教育振興基本計画や教育大綱を策定する際に、国の教育振興基本計画を参酌することとされました。平成20年7月に、初めて国の教育振興基本計画が策定されて以来、5年おきに策定され、国の教育政策全体の方向性や目標、施策などが、その時代の社会情勢等をふまえ定められています。

このたび、国は、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間の教育振興基本計画を定めました。それを受け、兵庫県も2024(令和6)年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成として、日本社会に根差したウェルビーイングの向上、誰一人取り残されずすべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、教育DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進等、兵庫の教育を一層充実させるため、第4期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」(2024(令和6)年度～2028(令和10)年度)を策定し、令和6年度より、基本理念「兵庫が育む ところ豊かで自立した人づくり」に基づき、第4期重点テーマ「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力の育成」を設定しようとしています。

こうした動きのなかにおいて、本町においても、教育の根本的な改革と同時に、社会情勢の変化に合わせた新しい時代を拓く教育目標を構築していく必要がありますので、ここに第3次太子町教育振興基本計画を定めるものであります。

なお、本計画の対象期間は、2024(令和6)年度～2028(令和10)年度までの5年間とします。

<教育基本法>

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本計画に位置づけられるものです。

また、本町でのまちづくりの基本的な方向と施策・事業を、総合的かつ計画的に推進するための計画である太子町総合計画における教育に関する計画として位置づけられるものです。

第2章 太子町のめざす教育

1 基本理念

和のまち太子

— 太子が育む ころろ豊かで自立する人づくり —

第3期重点テーマ：大人がつながる 子どもがつながる 学びがつながる町へ

太子町では、太子町総合計画に基づきまちづくりを進めてきました。「和のまち太子 ～和のまち 話のまち 環のまち 輪のまち 我のまち～」をまちづくりの基本目標とする太子町総合計画を策定し、「いきいきと輝くまち」「学び成長するまち」「未来を守るまち」「元気で笑顔のまち」「快適で持続するまち」を基本政策として取り組んでいくことが計画されています。

そこで、この太子町教育振興基本計画の基本理念として、本町にゆかりのある聖徳太子の教えである「和をもって貴しとなす」の言葉のとおり、子どもたち一人一人が笑顔にあふれ、いきいきと自分の目的に向かってはばたき、活躍する人材の育成をめざして取り組みます。

このため、人生100年時代の学びを見据えて、地域や人の「つながり」を重視し、引き続き「大人がつながる 子どもがつながる 学びがつながる町へ」を第3期重点テーマとし、町をあげて子どもを育てていくこととしました。

2 基本方針

- I 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進
- II すべての子どもが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築
- III 安全・安心で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

未来への道を切り拓く子どもたちの「生きる力」を育成するため、聖徳太子の教えである「和の精神」を基調にし、学習指導要領に基づき、その趣旨を生かして策定します。

町民の一人一人が、生涯にわたって体験的に学ぶためのあらゆる機会や場所を提供することにより、変化の激しい環境に対して自主的・自発的に対応し、和のまち・信のまち・元気なまちの実現に向けて、町をあげて子どもを守り育てていきます。

第3章 太子町の主な施策と事業

太子町の教育は、まず学校教育では、「生活する喜び、学ぶ楽しさを味わわせる信頼感に満ちた学校園所づくり ～すべての幼児・児童・生徒のために～」を基本方針として掲げ、夢や志を抱き未来を切り拓く子どもたちの「生きる力」を育成するため、聖徳太子の教えである「和の精神」を基調にして取り組んできました。

また、社会教育では、「ふれあい体験活動を礎にした生涯学習社会の構築 ～和のまち・信のまち・元気なまち太子の実現に努める～」を基本方針に、住んでみたい太子町、住んでよかった太子町と、町民のみなさんが今まで以上に我がまち太子に誇りと愛情を抱けるような生涯教育の構築をめざしてきたところです。

その取組の現状と課題、めざす将来像に向けた主な施策と事業は、以下のとおりです。

現状と課題

- 1 Society5.0と言われる社会構造の大きな変化の中で子どもたちを取り巻く社会環境も急激に変化し続けている。
- 2 不登校児童生徒数は増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められている。そのため、不登校の子どもたちの教育機会の確保や相談体制の充実等、不登校対策を強力に推進していくことが課題となっている。
- 3 全国的に少子高齢化が急激に進展する中であって、本町においては若年者人口、児童生徒数は近隣市町に比べ減少率は低い。
- 4 経済格差・家庭環境の影響もあり、学力・体力等における二極化が進んでいる。
- 5 特別支援教育の充実により、住み慣れた地域の学校への通学を希望する支援を要する児童・生徒及びその保護者が増加している。多様なニーズを有する子どもたちへの対応を充実させるために、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を推進した。
- 6 平成27年度の公立高校の学区再編により選択肢が広がり、進学先が多岐・広範囲になっている。令和7年度からの高校再編による影響も考えられる。
- 7 学校園所の老朽化施設・設備の改善や改修について計画的な整備が必要であり、教育環境の整備・充実が課題である。そのため、普通教室及び特別教室における空調環境整備を充実させ、夏季、冬季における学習環境の改善を進めた。
- 8 核家族化による家族構成人数の減少、都市化の進展により、地域社会において大人と子どもの関係が変化してきている。
- 9 児童・生徒の地域行事への参加の割合は高い傾向にある。一部の家庭の孤立化が見られ、新たなコミュニティの創設、家庭や地域での教育力の向上が求められている。
- 10 GIGAスクール構想による1人1台端末の環境が実現し、ICT環境整備が飛躍的に進展した。ICTの活用の「日常化」を促進し、「情報活用能力（情報モラルを含む）」を着実に育成するとともに、ICTを最大限活用できる環境整備の推進に取り組むことが重要である。
- 11 子どもたちのウェルビーイングを高めるためにも、教職員のウェルビーイングを確保することが必要である。そのために、国や県の動向を踏まえながら、学校における働き方改革の更なる加速化、教職員の育成支援等を進めていくことが必要である。
- 12 地域間の幼児児童生徒数の差が見られ、今後学校園所のあり方を検討していく時期に来ている。
- 13 新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な体験活動の停滞をもたらし、子どもたちの学びの保証や心のケア等が課題となったが、教職員と子どもたちが教室に集い、関わり合いながら成長することの価値や意義等について再認識したり、学校園所行事や学習活動を見直したりする契機となった。

めざす将来像

- 1 子どもたちを取り巻く社会・教育の環境の変化を踏まえ、子どもたちが将来の夢や目標に向かって主体的にキャリア形成と自己実現を図ることをめざし、引き続き、基本理念を「大人がつながる 子どもがつながる 学びがつながる町へ」を重点テーマとする。
- 2 人生 100 年時代を通じて知・徳・体の調和がとれ、自らの夢や志の実現に努力し、持続可能な社会の作り手となる子の育成
- 3 基本的なルールを遵守し、役割や責任をもってよりよい社会づくりに向けて主体的に行動する人として、周囲とコミュニケーションを図り、他者を尊重し、異なる文化や価値観を理解し、多様な人々と共生をすすめる人
- 4 ふるさと太子を愛し、共に支え合いながら、明日の太子・兵庫を切り拓き、日本の未来を担う子の育成
- 5 日本の伝統と文化を基盤として、創造力と多様な人々との共生の心を持ち、国際社会の平和や発展に向けて、国内外で活躍する人
- 6 予測困難な時代を生き抜く力を育むための知識・技能を基盤とする、思考力・判断力・表現力等、主体的に学びに向かう力・人間性の育成・確かな学力の育成
- 7 人権尊重の理念に対する理解を深め、生命の尊重を基盤に、自他に対する肯定的な態度と「共生社会」の実現に主体的に取り組む実践力の育成
- 8 基本的な生活習慣・規範意識を身につけ、自他の生命の尊重、自己肯定感、自己有用感、人間関係を築く力、自然を大切にする「豊かな心」の育成
- 9 健康・安全に対する意識の高揚を図り、運動の特性や魅力にふれ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを基に「健やかな体」の育成
- 10 障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに対応するため、就学前から卒業後までを見通した一貫した相談・支援体制の構築や継続的な支援を進め、引き続き切れ目ない指導・支援の充実
- 11 幼児の発達の特長や個々の課題に応じた質の高い教育・保育を提供するとともに、幼児教育と小学校教育を円滑に接続するため、幼稚園・保育園所・こども園・小学校、家庭、地域等子どもに関わるすべての関係者の連携・協働体制の構築
- 12 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた授業改善等、学びの充実に取り組むとともに、複雑化・多様化する社会において、社会課題の発見・解決や持続的な社会の発展・創造に向け、新たな価値を創造し、既存の様々な枠を超えて活躍できる子の育成

現状と課題

- 1 生涯にわたって人生を豊かに生きるための知識と知恵をアップデートする、スキルを身につけることが重要である。
- 2 社会教育施設の利用については、生涯学習や体験学習の機会のある場として魅力ある教室及びイベント、講座等、効果的な施設運営を維持するため、老朽化した施設の将来を見据えた持続可能な施設運営をめざし、施設の統廃合及び複合化等を進める必要がある。
- 3 青少年、成人、高齢者等のライフステージに応じた学習や、地域づくり活動、男女共同参画、人権教育等の様々な課題についての学習等、主体的に学べる学習機会の充実を図る必要がある。
- 4 近年、多様性の尊重に加え、新たな人権課題の生起がやむことなく、急速な情報通信技術の進展に伴うインターネット上の人権侵害や宗教 2 世・3 世の問題を始めとするこどもの人権問題等が挙げられる。（※法務省「令和 4 年度人権教育及び人権啓発施策」）
- 5 スポーツに親しむ機会を増やすことをめざし、誰でも、いつでも、安全に、それぞれのライフステージに応じて、気軽にスポーツを楽しむことができ、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた環境を整備する必要がある。
- 6 宅地化等開発の進展により歴史的景観が急速に変化するとともに、近代の文化的所産である施設も建替えの時期を迎え、施設跡も忘れ去られてしまう恐れがある。生活様式の変化により、聖徳太子にゆかりのある地域の歴史的風習や伝統文化、民俗も失われつつある。
- 7 町内の指定・登録文化財は45件（令和 5 年 4 月現在）であるが、指定・登録に至らずとも歴史的に価値を持つ文化財や遺跡が多数あり、積極的に調査・保存を進める必要がある。
- 8 「文化力」という言葉が定着するとともに、心豊かで元気のある社会を実現するための「文化力」の向上をめざし、子どもたちの表現力、創造力の育成、高齢者の活力維持など、引き続き幅広い文化芸術活動を展開していく必要がある。
- 9 核家族化等により地域との絆が希薄になっている社会で、子どもたちが犯罪等に巻き込まれないよう地域ぐるみで子どもたちを見守り育成する体制づくりが必要である。
- 10 地域における教育力の低下、家庭の孤立化等などの課題や、学校園所を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して、社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠となっている。

めざす将来像

- 1 人生100年時代において、知・徳・体の調和がとれ、自らの夢や志の実現に努力し、持続可能な社会の創り手としての資質・能力を育む。
- 2 多様な人々が共に暮らす社会において、自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重するとともに、学校・家庭・地域が連携協働し相互の絆を深め子どもの成長を支え、子どもたちが自分らしく安心して過ごせる環境を構築する。
- 3 アスリート等の外部人材の招へい等を通じて、スポーツの価値や効果、運動の魅力に触れる機会を確保し、生涯スポーツの習慣や意欲が高まる。
- 4 歴史文化遺産が調査・保存されるとともに、郷土学習やまちづくり等に幅広く活用されている。また町の歴史が理解されており、現在の担い手から次世代へ歴史・文化が継承される。
- 5 住民が気軽に参加できる文化芸術活動の催しを開催し、文化芸術に触れ、体験することで、知識や教養が増し、参加者同士の交流が生まれる。
- 6 ふるさとを愛し、共に支え合いながら、町の未来を切り拓き、将来を見据えた伝統、文化を次代につなぐため「いつでも、どこでも、何度でも学べる環境」が整備できている。
- 7 生涯学習ボランティア登録制度の整備と活用促進
- 8 地域の課題解決については、子どもから高齢者まで世代を超えた活動や事業への参画を推進して地域コミュニティの活性化を図り、地域の教育力が向上する。



I 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

1 「確かな学力」の育成

(1) 「確かな学力」

先行き不透明な「予測困難な時代」において、新たな価値を創造し、既存の様々な枠を超えて活躍できる人材の育成を図るため、習得した知識・技能を基盤として自ら解を導く、思考力・判断力・表現力等を育みます。また、主体的に学びに向かう力・人間性等を育成します。

このため、基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現、カリキュラム・マネジメントの確立を通して、児童生徒の学力向上に取り組みます。

- ア 研究・研修計画に基づく研究授業の実践
- イ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- ウ 全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた学力向上の方策の実施
- エ 「話」と「和」でつながる言語認識能力育成事業（国語科指導充実事業・外国語指導事業・学校司書配置事業）の実施による児童生徒の言語認識能力の向上
- オ 目的加配等、効率的な教員配置による複数指導、少人数指導の実施等、きめ細やかな指導の充実
- カ 系統的な学習タイム(反復学習)の実施
- キ たいしがんばり学びタイム事業（放課後学習等）の実施
- ク 家庭での学習課題の適切な設定による、学習習慣や基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着
- ケ 児童生徒の実態を適切に把握し、つまずきの解消や系統性を重視した指導の充実
- コ 幼・保・小・中の校種間交流・連携、共通目標の設定
- サ 情報活用能力（情報モラルを含む）の育成や発達段階に応じたプログラミング教育の推進
- シ 1人1台端末の活用、きめ細やかな指導体制の充実、地域人材の活用等を通じた、「個別最適な学び」「協働的な学び」の一体的な充実
- ス 児童生徒の発達段階に応じた本に親しむ活動や読書習慣の定着・指導の充実、及び町立図書館司書との連携

(2) 国際化に対応した教育

グローバル化が一層進展している社会において、将来、児童生徒が国際社会で活躍・行動できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育むとともに、全ての教育活動を通じて、体験的な学習や課題学習を取り入れ、グローバルな視野で活躍・

行動するための資質・能力を育成します。また、国際理解を深めるとともに、国や郷土の歴史や伝統、文化にふれる機会の充実を図るなど、ふるさとを愛する態度を養います。

さらに、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身につける力を養います。

- ア 英語によるコミュニケーション能力の育成
- イ 小学校中学年での「外国語活動」や高学年での「外国語科」等外国語教育研修の実施
- ウ A L Tや外国語指導補助員等の配置の拡充
- エ 国際理解を深める取組の推進
- オ 地域教材や地域人材の積極的な活用による、ふるさと意識を醸成する教育の充実
- カ 小学校3・4年生社会科副読本「わたしたちの太子町」の活用
- キ 総合的な学習の時間における、探究的学習の充実

2 「豊かな心」の育成

複雑化・多様化した社会において、変化を前向きに受け止めながら、地域や社会、生活、人生をより豊かなものとしていくために、郷土の自然や伝統・文化の尊重、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感、自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、公共の精神を育みます。

また、阪神・淡路大震災の教訓をいかし、「兵庫の防災教育」を推進するなかから、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等「共生」の心を育成します。

現在、大きな課題となっている不登校については、教育機会の確保や相談体制の充実とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家の活用等により、「ケースに応じた効果的な支援」に取り組めます。

(1) 道徳教育

自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組むとともに、家庭や地域と連携した道徳教育に取り組めます。

- ア 教育活動全体を通じて道徳性を養うため、全体計画及び各教科における指導内容や時期を整理した別葉の作成
- イ 自分を大切にするとともに、他者を自分と同じように尊重できる心等、思いやりに満ちた人間関係を構築する指導方法の工夫改善
- ウ 「道徳科」における、深い思考による学びを推進する授業や適切な評価につい

- て研究する等、教員の授業力の向上
- エ 授業参観やオープンスクール等の機会を捉え、道徳の授業を公開し、道徳教育について家庭や地域の理解を得るような工夫の促進
 - オ 基本的な生活習慣や規範意識、人間関係の基本となるあいさつの習慣や社会生活のルールなどを身につけさせ、日常生活の中でいかせるよう指導を徹底
 - カ 兵庫県版副読本等の活用により、郷土に対する認識を深め、地域社会に尽くした先人や高齢者への尊敬と感謝の気持ちを育み、その生き方に学んで実践しようとする意欲の育成

(2) 人権教育

「人権教育基本方針」に基づき、学校・家庭・地域・職場などにおいて、人権尊重の理念に対する理解を深め、生命の尊重を基盤に、自他に対する肯定的な態度と「共生社会」の実現に主体的に取り組む実践力を育成します。

推進にあたっては、同和問題が人権問題の重要な柱であるにとらえつつ、(※「部落差別解消推進法」(2016.12 制定))、女性(男女共同参画等)、子ども(いじめ等)、障害のある人、高齢者、外国人、性的マイノリティ、インターネット上の人権侵害をはじめとして、人権に関わる今日的課題の解決に向け、計画的・総合的に取り組みます。

- ア 計画的・組織的な人権教育の推進
- イ 人権問題を解決しようとする意欲・態度の育成
- ウ 全教育活動に位置づけた人権教育の推進
- エ 家庭や地域と連携した心の安定の支援
- オ 各学校園所における人権に関する公開保育・授業を実施
- カ 人権についての児童・生徒の作品募集
- キ いじめ、インターネット上の人権侵害等、今日的な人権課題に対する理解の促進

(3) 体験教育

兵庫型「体験教育」や「和のまち太子」の精神を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、「心の教育」の充実を図ります。また、「自立」に向け、体験活動における試行錯誤の中で自己認識や自尊感情を高め、学ぶ意欲や成長する意欲を喚起します。さらに、人間としての在り方や生き方を考え、社会の一員としての自覚を深めさせます。

- ア 児童の「主体性」を育み、「感動体験」のある環境体験活動や自然学校プログラムの作成・実施ならびに、活動を通じて、ふるさとを愛し、社会的自立に向け、地域の一員としての生徒の自覚を深められるようなトライやる・ウィーク

の推進

- イ 達成感や自己有用感を高めるための事前・事後指導の充実
- ウ 活動の意義や実施内容や在り方等について、PDCAサイクルによる工夫・改善を実施するとともに、学校・家庭・地域の連携を一層深めた取組の実施

(4) 読書活動の充実

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(2001.12 公布・施行)の基本理念にあるとおり、子どもにとって読書は、言葉や感性、表現力、創造力を豊かに育み、人生をより深く生きる力を身につけていくために欠くことのできないものです。幼少期から絵本や物語に親しむきっかけをつくり、生涯にわたって読書を楽しみ、豊かに生きていく力を養うため、学校園所、家庭や地域、図書館が連携して、読書活動の推進に取り組みます。

- ア 保育所や幼稚園での絵本の読み聞かせや絵本の貸出、町立図書館訪問
- イ 学校園所からの配付物による、家庭での読み聞かせ等の啓発
- ウ 小中学校に配置された学校司書による、学校図書室の環境整備や読書案内
- エ 施設見学等、学習活動での図書館の活用
- オ 学校園所での地域ボランティアによる絵本の読み聞かせや、町立図書館司書によるストーリーテリング、ブックトークの推進

3 「健やかな体」の育成

(1) 健康教育・食育の推進

生涯を通じて心身の健康を保持増進するための能力・態度を育成するとともに、複雑化・多様化する子どもたちの現代的な健康課題に対応するための体制と指導の充実を図ります。また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるため、学習指導要領に基づき、学校・家庭・地域との連携による食育の実践に取り組みます。

- ア 感染症予防に関する保健指導等を通じて、子どもたちが生涯にわたり健康を保持増進する力や態度を育成
- イ 教職員、学校医、保護者、地域の専門機関等と連携した保健管理、保健組織活動等の取組を推進
- ウ 学校給食における地場産物の活用や、地場産物に関する学習、環境への負荷を低減する農業に対する理解等の取組を推進
- エ 食生活が自然の恩恵や人々の様々な活動の上に成り立っていることについての理解と生産者等への感謝の心の育成

(2) 体力・運動能力の向上

幼児期からの運動遊びや、体力・技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、共に学ぶ体育活動等を通じて、運動好きな子どもや日常から運動に親しむ子どもを増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で明るく豊かな生活を営むことができる資質・能力を育成します。

- ア 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の課題検証を行うことによる、子どもたちの体力・運動能力の更なる向上
- イ スポーツの価値や効果、運動の魅力に触れる機会を確保し、生涯における運動・スポーツの習慣化を促進
- ウ 特色ある優れた取組の実践や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進し、継続的に運動・スポーツに親しむ習慣の確立や意欲の向上
- エ リズム体操（運動）を通じた幼児期からの運動習慣の定着

(3) 部活動改革の推進

少子化の進行や、教職員の業務負担軽減等の課題がある中、子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保できるよう、持続可能で多様なスポーツ環境の整備を推進します。

- ア 部活動の地域移行に向けた実証事業や、合同部活動・部活動指導員派遣による地域連携等を推進
- イ 地域の実情や子どもたちのニーズに応じた、持続可能で多様なスポーツ環境を整備

4 社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成

(1) キャリア教育の推進

変化の激しい社会において、子どもたちが夢や希望をもって自分の未来を切り拓き、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するため、変化や失敗を恐れず、前向きに受け止め対応していく力と態度を育成するとともに、社会的・職業的自立の基盤となる力を育成します。

- ア 小・中・高一貫したキャリア形成を図る取組の充実
- イ 多様な体験活動の実施から、社会参画への意欲・態度等の育成
- ウ 社会的自立に向け、「基礎的・汎用的能力」を段階的に育成

(2) 社会的資質・能力の発達への支援

複雑化・多様化する社会において、様々な困難や課題を抱える子どもたちが増える中、子どもたちの発達や教育ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていくため、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有している、生徒指導等に取り組みます。

ア 子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させ、その発達を支えるような生徒指導の側面に着目した取組を推進

イ 「チーム学校」として学校内外の多様な専門人材、地域と連携

(3) 主体的に社会の形成に参画する態度等の育成

持続可能な社会の創り手として、子どもたちが自らの人生や社会をよりよく変えていくことができるよう、自らが社会を形成する一員であるという認識をもち、主体的に行動する力を育成します。

ア 様々な教育活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成

イ 身近な課題を自分たちで解決する経験等、主体性を育む取組を推進

ウ 学習支援ボランティア・地域支援ボランティアの活用

エ ジュニアリーダー養成講座の開催と修了生へのフォローアップ

オ 学校・家庭・地域の連携協力推進事業（あそびっこ教室・放課後子ども教室事業等）の推進

カ 子ども会連絡協議会を中心として、単位子ども会活動の支援と活性化

キ 青少年育成協議会の活動を中心として、青少年を守る環境づくりと健全育成の充実

5 特別支援教育の推進

すべての学校園所等において、すべての子どもたちが、互いを尊重し支え合い、持てる力を十分発揮し、自己実現に向けて集団生活の中で安心して学べるインクルーシブ教育システムの構築を進めるとともに、障害のある子どもたちに、適切な合理的配慮が提供され生活や学習ができるよう、保護者や保健・福祉、医療等の関係機関と連携し、切れ目ない一貫した支援を受けることができるように学校園所等における支援の効果をより高めていくことに努めます。

(1) 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

ア 多様性を認め合い、共に過ごすための条件整備の推進

・共に学び共に育つ教育環境づくりの推進

- ・すべての学校園所等や学級における特別支援教育の充実
- ・交流及び共同学習の充実
- イ 一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場における指導・支援の充実
 - ・学校園所等における指導の充実と特別支援教育の質の向上
 - ・一人一人に応じた指導・支援のための補助員(スクールアシスタント)の配置
 - ・自立と社会参加の実現に向けたキャリア教育の充実
- ウ すべての教職員の学びの継続による専門性の向上
 - ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校園所内支援体制の充実
 - ・すべての学校園所等や学級における、特別な支援が必要な子どもたちへの対応力・指導力の向上
- エ 教育環境整備の推進
 - ・早期からの教育相談と校園所内支援体制の充実
 - ・学校園所等や子どもたちの状態や特性に応じた課題等への対応

(2) 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

- ア 関係機関との連携による切れ目ない支援の充実(縦・横連携)
 - ・学校園所等、特別支援学校、保健・福祉機関、医療機関、地域住民との連携
- イ 共生社会の実現に向けた特別支援教育に関する理解促進
 - ・特別支援学校に在籍する子どもたちの副籍をいかした居住地域交流の充実
 - ・卒業後も地域社会の中で活動し豊かに生きることができるよう、積極的な情報発信等、町民への理解啓発

6 幼児期の教育の推進

幼稚園や保育所の生活や遊びを通した総合的な指導の中で、長期的視野をもって生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、幼児の生活や遊びの中での学びを把握・評価し、発達段階に応じた教育環境を整備・改善し、幼児期の教育・保育がより豊かな質の高いものとなるよう努めます。また、幼児が学校教育のはじまりとして学ぶ楽しさを知り、その体験が小学校以降につながるよう「架け橋期」の教育の充実に努めます。

(1) 幼児期の教育の改善と充実

- ア 幼児期における教育の質の向上
 - ・研修や研究会等を通して幼稚園教育要領・保育所保育指針等の理解推進
 - ・園所の実態を考慮した教育課程の編成・実施・評価・改善、家庭等と共有した「社会に開かれた教育課程」の実現
 - ・幼児理解に基づく指導計画の作成・実施・評価・改善
- イ 自立と協同の態度の育成

- ・心身の調和のとれた発達を促す多様な体験や、生活に必要な習慣の確立
- ・言葉や様々な方法での表現、話を聞くこと等を通し、伝え合う力の育成
- ・幼児同士や教員・保育士等とのふれあいを通し、人と関わる力の育成

ウ 教育環境の整備

- ・安全・安心な環境整備
- ・多様な環境を通じて、体験活動を豊かにする工夫と充実

エ 特別な配慮を必要とする幼児・保護者への支援

- ・幼稚園、保育所等における特別支援教育の充実と質の向上
- ・保護者への支援と関係機関との連携

オ 幼児教育を担う教員・保育士の資質と実践的指導力の向上

- ・各研修や研究会の位置付けと実施・機会の確保、教師・保育士の資質と専門性の向上

(2) 家庭・地域等における幼児教育の理解と連携・協働

ア 保護者に対する学習機会・子育て支援・積極的な情報発信

- ・保護者等に対する相談体制の整備、講演会等の実施、園における預かり保育、地域に開かれた家庭教育・子育て支援の充実
- ・学校評価の実施や結果公表、評価等の有効活用

イ 関係機関相互の連携

- ・福祉担当部局や子ども家庭センター等の関係機関と連携し、多様化する家庭への対応や子育て支援の充実

(3) 幼保小の協働による架け橋期の教育の充実

ア 小学校教育との円滑な接続の推進

- ・幼児と児童生徒、教員・保育士等による幼保小の連携の充実
- ・「3つの資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有
- ・接続期カリキュラムの編成による学びの連続性の確保と取組の充実

7 人生 100 年を通じた学びの推進

(1) 生涯学習・社会教育の振興

町民一人一人が生涯にわたって主体的に学び続けることができるよう、社会の変化に対応して年齢を問わず必要となる基礎的なスキルの習得のための学習や、自己実現を図るうえで必要となる学習等、リスキリングやアップスキリングを目的としたリカレント教育も含めた多様な生涯学習の機会や場の充実を図ります。

また、町民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習成果が地域コミュニティづくり、地域課題の解決を図るための活動に還元される

よう、社会教育を支える人材の養成、指導者の資質向上を図るとともに、行政、企業等の多様な主体との連携・協働により、地域創生に向けた社会教育の振興を図ります。

- ア あそびっ子教室、放課後子ども教室等の開催
- イ 社会教育団体との連携・共助
- ウ 社会教育施設の充実
- エ 南総合センター、地域交流館の運営・活用と学びの文化の発信
- オ 文化会館・公民館が地域の学習拠点となる生涯教育の推進
- カ 文化会館・公民館での学習成果を発表する場の設置
- キ 生涯学習団体の交流・情報交換の場を提供
- ク 障害の有無にかかわらず共に学び合える生涯学習の推進
- ケ 高齢者の学びの場（たちばな大学）の開催
- コ 生涯学習人材バンクの活用
- サ 社会教育審議会の活用
- シ 社会教育主事の配置

（２） 社会教育施設の充実

社会教育施設等では、人が育ち、つながれる場所として、また、地域の教育力の向上の拠点として、高齢者や障害のある人、子育て世代、子ども等、誰もが施設を利活用できる施設の充実を図ります。

- ア 多様な学習ニーズに応じた利用者の満足度向上
- イ 障害のある子育て世代等、誰もが楽しめる取組として、芸術文化に触れる機会の拡充
- ウ 社会教育施設の魅力を伝える広報活動を展開するとともに、企業等外部支援の獲得
- エ 図書館は、図書及びその他資料等の貸し出しを基本に、乳幼児から高齢者までの幅広い世代を対象にしたサービスの向上や町民の読書活動の支援・乳幼児へのブックスタート事業の実施
 - ・「絵本の時間」「おはなしの時間」、読書講演会や各種講座等の開催
 - ・推薦図書リストの配付等による読書活動の推進と啓発
- オ 文化会館、歴史資料館施設については、長寿命化に向けた大規模改修を実施し、町の文化創造の拠点として、安全で安心な施設サービスの維持

(3) 人権教育の推進

すべての人の自己実現と「共に生きる社会」への展望のもと、住民が人権の普遍性と正当性についての認識や人権共存の考え方への理解を深めながら、人権の尊重を普遍的な価値観として共有するための教育を推進します。

同和問題、女性、子ども、障害のある人、高齢者、外国人、性的マイノリティ、インターネット上の人権侵害をはじめとして、人権に関わる課題の解決に向け、総合的に取り組みます。

- ア ふれあい教室の開催(地域に学ぶ体験学習支援事業)
- イ 人権啓発団体の育成
- ウ 「人権文化をすすめる町民運動推進強調月間」啓発活動
- エ 人権啓発カレンダーの作成
- オ 人権教育実践発表会の開催
- カ 住民学習会の助言者研修
- キ 住民学習会のリーダー及び推進委員研修
- ク 太子町民主化推進協議会の活動を中心として、「一人一人の人権を大切にする
明るい町づくりをすすめよう」のスローガンのもと、部落差別をはじめとする
あらゆる差別の解消、人権尊重の精神の高揚を図るため、啓発活動、住民学習、
コミュニティ事業を推進
- ケ 南総合センターの活用と人権文化の創造
- コ 人権講演会の開催

(4) 文化芸術の振興と文化財の保存・活用

芸術文化は豊かな人間性を育て、想像力や感情移入の能力、表現力を育むなど人間が人間らしく生きるための糧となるものです。歴史文化遺産の保存・伝統文化を継承していくとともに、生涯学習としての文化活動を推進し、文化的水準を高めていく活動を支援します。

- ア 文化団体活動支援
- イ 公募美術展の開催
- ウ 町民芸術祭の開催
- エ 歴史資料館の企画展及び各種講座の開催
- オ 町内遺跡確認調査
- カ 歴史文化遺産の保存と活用事業
- キ 民俗芸能・伝統文化についての啓発と継承活動支援
- ク 芸術文化に触れる機会の充実
- ケ 文化会館を活用した文化活動の支援とSNSを活用した情報発信
- コ 太子町マスコットキャラクター「ぼうじい」の利活用促進

(5) 「する・みる・ささえる」スポーツへの参画

すべての町民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、共に支え合う町のスポーツ文化を確立し、一人一人が健康で、生き生きと暮らす社会を実現するため、多くの町民がスポーツに親しむ生涯スポーツの推進、国内外でトップアスリートが活躍する競技スポーツの推進、スポーツを通じた共生社会を実現する障害者スポーツの推進を柱に、「する・みる・ささえる」スポーツへの参画に係る取組を推進します。

ア 社会体育施設などの管理事業

- ・町民体育館、町民グラウンド、陸上競技場、
総合公園テニスコート、太田公園グラウンド

イ スポーツ教室事業

- ・各種スポーツ教室の開設
- ・ニュースポーツ、障害者スポーツなど体験教室の開設

ウ 大会開催事業

- ・町民体育大会、マラソン大会

エ 体育・スポーツ活動団体支援事業

オ 指導者養成事業

- ・スポーツ指導者養成講習会



Ⅱ すべての子どもが自分らしく安心して過ごせる 学校・家庭・地域等の構築

1 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

(1) 多様な教育ニーズへの対応

障害や不登校をはじめ、日本語指導が必要な外国人の子どもたち、特異な才能、複合的な困難等の様々な事情・背景により多様な教育ニーズのある子どもたちに対して、専門的かつ総合的な支援が必要です。そのためには、身近な地域での療育の提供や保健、福祉及び教育分野の円滑な連携による成長・発達に応じた一貫した支援が求められます。子どもに関わる各分野や関係機関が連携し、総合的な支援を推進します。

- ア 太子町教育支援センター及び校内教育支援センターの設置
- イ ICT を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- ウ 様々な課題を抱える子どもたちに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による、早期発見・早期対応や関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実
- エ 日本語指導が必要な外国人の子どもたちを支援するため、日本語指導に関わる支援員の配置や派遣、教員研修等を県教育委員会と連携して実施
- オ 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実
- カ 個別療育支援と個別療育支援会議の開催
- キ 心理士、保健師、教育相談関係者等の専門職による巡回訪問と専門的な支援が必要な子どもに応じた助言の実施

(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

性別にとらわれることなく、個性や能力を発揮できる環境を構築し、誰もが互いに支え合い、穏やかに安心して暮らすことのできる社会を実現し維持していくため、人権尊重や男女共同参画についての理解を深める取組を推進します。

- ア 男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性、一人一人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に多様な進路を選択することについて推進
- イ 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭した男女共同参画の推進

2 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進

子どもたちの豊かな学びの推進や自分らしく安心して活動できる居場所づくり等のため、学校・家庭・地域が連携・協働し、家庭の教育上の課題解決において、地域の教育力の向上のため、住民が共に学び、地域コミュニティの活性化を図り、子どもが地域活動に参画する機会を創ります。

(1) 開かれた学校づくり

地域に開かれた信頼される安全・安心な学校園を実現するため、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力することが、近年さらに求められています。

このため、学校園は、教育活動その他の学校運営に関する情報の積極的な提供や、目標・計画・実践、評価、次年度への反映という一連の活動による学校運営の改善、地域と連携した教育活動の展開等により、開かれた学校園づくりをさらに推進します。

- ア オープンスクールを実施したり、学校園だよりやホームページ等を活用したりするなど、学校園運営に関する情報の積極的提供
- イ 学校評価の実施と結果の公表（PDCAサイクルの活用）
- ウ 学校と地域との連携を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動の推進
＊地域学校協働活動推進
- エ 学校教育審議会の活用
- オ 学校評議員会の活用

(2) 地域の教育力の向上

教育の原点は家庭であることを再認識し、子どもの望ましい育ちのために親自身も学び育つ親学習の充実を図ります。また、学校・家庭・地域が果たすべき教育的機能を十分に発揮することができるよう三者が緊密に連携し、家庭や地域の教育力の向上を図り、社会全体で子どもの豊かな心などの「生きる力」を育む環境づくりに努めます。

- ア 学校園の保護者を対象とした家庭教育学級「ときめきスクール」の推進
- イ 地域ボランティアによる登下校時の安全確保、学習支援ボランティアによる学びのサポートの推進
- ウ P T C A活動支援
- エ 家庭教育支援事業の推進
- オ 地域と連携した放課後子ども教室の推進

(3) 放課後児童対策の充実

女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般的となっています。就労等により保護者が昼間家庭にいない児童が、放課後や長期休業中、安全・安心に過ごせるよう、また、基本的な生活習慣を身につけ、主体的な遊びや生活ができる場となるよう、放課後児童クラブを充実させて子どもの自主性や社会性を育みます。さらに、放課後児童支援員の資質向上、学校との連携を図るとともに、安全で快適な保育環境の確保に努めます。

また、多様な体験や活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な取組を推進します。

- ア 放課後児童クラブの体制の整備と職員の質の向上
- イ 多様な保育サービスに対応する民間放課後児童クラブへの支援と連携
- ウ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進

3 子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進

(1) 子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進

学校と地域が力を合わせて学校運営を支える取組を推進します。

- ア 学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の推進
- イ 体験教育や地域との協働活動、部活動においては、多様な企業・団体・地域人材の参画により、学校や地域での子どもたちの豊かな学びや成長を支え、多様な担い手の協働・参画を得る取組を推進
- ウ 教育への関心を高め、次世代を担う子どもの教育に関する取組を推進し、様々な形で貢献できるような機運を醸成

4 関係機関等との連携の強化

(1) 関係機関等との連携の強化

児童虐待、ヤングケアラー、貧困・格差等、子どもたちが抱える困難が多様化・複雑化している中、生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持ち、生涯にわたるウェルビーイングにつながるよう、良好な成育環境を保障し、様々な学びや多様な体験活動の機会の確保と生活や経済的な面での支援の充実を図ります。

そして、様々な機会を通じて課題や困りごとを抱えている家庭や子どもの把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら総合的な支援を図ります。

- ア 子育て世帯を対象に児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機

- 関（こども家庭センター）の設置と要保護児童対策連絡協議会との連携
- イ 子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントの実施と妊娠期からの切れ目ない支援による社会的孤立と児童虐待等の未然防止・早期対応
 - ウ 民間団体との連携、多様な家庭環境等に関する相談支援体制の充実・強化
 - エ 子育て支援センターなどの地域子育て相談機関との連携と民間資源・地域資源を含む支援体制の構築
 - オ ヤングケアラーを含む要支援児童・要保護児童及びその保護者等を対象とする子育て世帯訪問支援事業の実施
 - カ 養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、学校や家以外の居場所となる拠点の開設の検討
 - キ 児童養護施設との連携や母子生活支援施設の活用により、社会的養護が必要な子どもや家庭に対する支援の充実

5 子どもたちの安全・安心の確保

（１） 安全教育の推進

学校教育活動中の事故や登下校中における事件・事故、犯罪等、子どもたちの安全・安心を脅かす様々な事案が顕在化していることを踏まえ、日常における子どもたちの安全・安心の確保を図ります。

- ア 自らの命を守り抜き、安全・安心な生活を実現するために、防犯教育や交通安全教育等を通じて、自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成
- イ 家庭、地域、関係機関との連携・協働による学校安全の推進
- ウ 職員研修を充実させ、取組事例の共有等、学校の取組を支援

（２） 「兵庫の防災教育」の推進

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいかし、南海トラフ巨大地震・山崎断層帯地震、風水害等の自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する「兵庫の防災教育」を推進します。

- ア 町内に在籍している震災・学校支援チーム(EARTH)を活用した教職員の対応力の向上
- イ 防災教育副読本「明日に生きる」を活用した学校の防災教育の充実
- ウ 保護者・地域、関係機関と連携した実践的な防災訓練の実施
- エ 災害対応マニュアル及び避難所運営マニュアルを最新の知見をもとに改訂

(3) 学校の危機管理体制の向上

子どもたちの安全を確保するため、各学校園において、全教職員が共通の認識のもとで事故・災害等へ対応することができるよう、危機管理における役割等を明確にするとともに、生命を守り安全を確保する体制を確立します。

また、今後、新たな感染症の流行や災害等の不測の事態が生じた際にも、学校園や町教育委員会が学校園教育活動を継続し、子どもたちの学びを保障していけるよう備えます。

ア 各学校園の危機管理マニュアル等の継続的な見直しと全教職員による校内研修

イ 新型コロナウイルス感染症における対応事例の収集・整理

III 安全・安心で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

1 教育D Xの実現に向けた教育の情報化の推進

(1) 1人1台端末の活用促進

Society5.0時代に対応し、新しい時代を創造していく力と意思を育むために、「GIGAスクール構想」により整備された1人1台端末の活用の「日常化」を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、教育分野におけるICT活用の意義や必要性を改めて共有しつつ、教員一人一人のICT活用指導力の向上を図ります。

ア 1人1台端末活用の「日常化」の推進

イ 各教科等の特質や、活用場面に留意した1人1台端末の効果的活用の推進

ウ 教育活動全体を通じた情報活用能力（情報モラルを含む）の育成

エ 教員のICT活用指導力の向上

オ プログラミング教育の充実

(2) 校務改善とICT環境の整備・充実

1人1台端末の活用を「日常化」するとともに、効果的な活用がなされるよう、校務・業務の効率化等、働きがいのある学校づくりを進めるため、校務のデジタル化を図り、教育活動全体を通じた情報化を推進し、円滑・安全なICT環境の整備・充実に取り組みます。

- ア ICTを活用した校務・業務の効率化等の推進
- イ ICT環境の整備・充実
- ウ 教育データの利活用

2 修学環境の整備・充実

(1) 安全・安心な教育環境整備の推進

子どもたちが安心して学校生活を送るためには、安全で質の高い修学環境を整備することが大切です。そのため、課題整理を行い、適正な学習環境が安定的に維持できるよう計画的に取り組めます。

- ア 太子町公共施設等個別施設計画に基づく優先順位を踏まえた施設の修繕・更新の実施
- イ 学校トイレ洋式化と衛生的で快適な環境への改善
- ウ 文科省の示す学校施設整備指針に基づくバリアフリー化、脱炭素化の推進
- エ 教育支援センターの整備による学習機会の確保
- オ 通学路の安全確保のための継続的な点検
- カ おいしく栄養バランスのとれた学校給食の提供と地産地消の推進

3 教職員の資質・能力の向上

(1) 教職員の資質と指導力向上

教職員としての使命感と高い倫理観を保持し、豊かな人間性の涵養に努めます。また、専門性と実践的指導力の向上や、予測困難な社会の変化に対応した教育観を培うことをめざして、研究と修養に努め、不断に資質・能力の向上を図ります。

- ア 教職員としての基本姿勢の確立
- イ 専門性と実践的指導力の向上
- ウ 授業改善を図り、魅力ある授業の展開
- エ 児童生徒の自主的・主体的な学びの促進
- オ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- カ 教職員の協働体制の確立
- キ 研修履歴を活用した教職員の研修受講の奨励

(2) 学校運営能力の向上

複雑化・困難化する様々な学校園の課題に対応するために、校長等のリーダーシップのもと、多様な専門性を持つ外部人材及び関係機関の活用を図りながら、「チ

ーム学校」として教職員一人一人の強みを組織的かつ機動的にいかしていく協働体制を確立し、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制を構築していきます。

- ア 管理職の確保・育成
- イ ミドルリーダーの育成と学校運営研修の充実
- ウ 主幹教諭の計画的な配置と研修の充実
- エ 積極的な情報発信と家庭や地域との連携推進
- オ 指導技術の伝承と若手教職員の育成
- カ 校務の情報化推進と情報管理の徹底

4 学校の組織力の向上

(1) 生徒指導の充実

人間的なふれあいを通して心のきずなを深め、児童生徒一人一人の内面に対する共感的な理解をもって児童生徒理解の深化を図ります。また、教育活動全体を通じて児童生徒の自尊感情を高め、自主性や自律性、主体性、折り合う力、規範意識などの社会性を育みます。

とりわけ、重要課題となっている不登校や児童虐待、いじめ、非行行為などについては、生活背景に留意しながら、学校種間や家庭・地域・相談機関との連携を密にし、その未然防止、早期発見、早期対応に努めるため、組織的・機動的な指導体制の確立や心理的支援の充実を図ります。

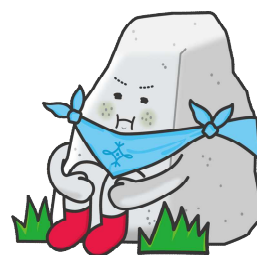
また、自他の命を大切にすることを育成するため、生きる喜びと命の大切さを実感させる教育の充実に努めます。

- ア 協力・協働の生徒指導体制を構築し、関係機関との連携の促進
- イ 太子町教育支援センターと学校の連携を核としながら、関係機関とも連携を密にした不登校児童生徒への支援の充実
- ウ SC・SSW・太子町教育支援センター、要保護児童対策地域協議会等と連携した教育相談及び研修体制の充実
- エ 問題行動、児童虐待などの未然防止、早期発見・早期対応
- オ いじめの積極的な認知と未然防止、早期発見、早期対応における組織的対応の充実
- カ 子どもたちの主体性や自己指導能力を育む取組の推進
- キ 子どもたちに命の大切さを実感させる教育活動の推進
- ク 生徒会、児童会等を中心に児童生徒が参画した魅力ある学校・学級づくり、いじめ防止・SNSマナー等の積極的な啓発や情報モラル研修の実施

(2) 教職員の働き方改革の推進

教職員は、子どもたち一人一人の個性や能力、可能性を伸ばし育てる一方で、増加・多様化する職務の中でワーク・ライフ・バランスにも配慮しながら、心身の健康を保持することがもとめられている。学習指導に限らず、学校園所が抱える課題がより複雑化・困難化している中、限られた時間の中で子どもに向き合う時間を十分に確保するとともに、教職員のウェルビーイングを高める場とするため、業務の見直し・削減を図り、働きがいのある学校づくりを推進します。

- ア 学校業務改善の取組等を通じて教職員の子どもと向き合う時間の確保
- イ 教職員の協働による学校運営の改善及び危機管理体制の構築
- ウ 教職員のメンタルヘルス体制を整備・充実
- エ 外部人材の積極的な活用の推進
- オ 教職員の心身の健康の保持・増進に配慮した校園内体制等の構築
- カ ICTを活用した校務・業務の効率化等による業務負担軽減の推進
- キ スクール・サポート・スタッフの全校配置による教職員の業務負担軽減の推進
- ク 学校園所が抱える課題に対応するための人的配置の充実



第3期 太子町教育振興基本計画検討委員会名簿

名 前	所属・職名	備 考
森 文彰	教育次長	委員長
大西 一夫	中学校長	副委員長
谷口 治	小学校長	
會田 利香	幼稚園長	
改野 学由	管理課長	
大谷 康弘	社会教育課長	
森本 麻友	文化推進課長	
肥塚 馨	社会福祉課長	

第3期 太子町教育振興基本計画

発行日 令和6年3月
 編集・発行 太子町教育委員会
 兵庫県揖保郡太子町鵜 280 番地 1
 Tel 079-277-1010 (代)